

英国における企業倫理——CSRの動向を踏まえて——

出見世 信之

<目次>

1. はじめに
2. 実践の動向
3. 研究動向
4. 促進要因
5. おわりに

1. はじめに

英国は、1600年の東インド会社設立により、株式会社制度の発祥の地として評価されながら、18世紀の南海会社泡沫事件により、株式会社の設立が制限された。株式会社の設立には、国王の許可状を必要とする認可主義が採用されたからである。これは、株式会社制度の有する社会への負の影響力ゆえなされたものである。その後、米国のニューヨーク州が世界で最初に準拠主義により株式会社の設立を許可することになり、株式会社は米国において一層の発展を見るようになった。英国では、経済学も生まれている。経済学の祖として評価されるアダム・スミス (Smith, A.) は、哲学者として、人間が他者への共感を得られるように行動することを指摘した『道徳情操論』 (*The Theory of Moral Sentiments*) も著している。その後継者の一人である経済学者のマーシャル (Marshall, A.) は、20世紀初頭に「経済騎士道の社会的可能性」を記し、企業家に倫理を求めていた¹⁾。また、同じ時期、ラウントリー社の経営者であったシェルドン (Sheldon, O.) は、『経営の哲学』 (*Philosophy of Management*) において経営者の社会的責任 (The Social Responsibility of Management) について言及したことも知られている。歴史的に見て、英国では企業倫理やCSR (Corporate Social Responsibility; 企業の社会的責任) に関する主張が先駆的に行われていたのである。

1) Marshall, A., "Social Possibilities of Economic Chivalry", *The Economic Journal*, March, 1907 in Pigou, A. C. ed., *Memorials of Alfred Marshall*, Kelly & Millman, Inc., 1956.

詳しくは、以下を参照のこと。櫻井克彦「社会的責任論の源流とA. マーシャルの経済的騎士道論」『創価経営論集』第28巻第1・2・3合併号, 2004年, 15-25頁。

現在の英国においても、企業倫理やCSRへの関心は小さくない。たとえば、A2レベルといわれる、日本の大学入学資格検定に近い試験では、その科目の一つの企業経営に関するテキストの中に、企業倫理やCSRなどに関する言及がある。そこにおいて、企業倫理は、組織による意思決定に道徳的な指針を提供でき、倫理的意思決定は、道徳的に正しいことをすることと定義され、CSRについては、社会と自然環境に配慮するという企業の自発的な役割の一つとされている。利害関係者(stakeholders)についても、従業員、取引先、債権者、顧客、株主、地域社会と具体的に規定されている。こうした事柄が大学入学以前の学生に対して知識として提供されているのである。

英国は、株式会社制度や経済学の長い歴史を有するばかりでなく、今日においても企業倫理やCSRの領域において、先進的な側面を有する。本稿においては、まず、英国の企業倫理の実践と研究の動向について考察し、その促進要因について、CSRに関する政策、会社法の動向等の観点から考察する。

2. 実践の動向

典型的な企業倫理の実践は、社会的使命(mission)や価値理念(values)の声明(statement)、倫理綱領、通報・相談制度、倫理担当者及び倫理委員会、倫理コンサルタント、倫理教育及び訓練、監査・説明・報告であるとされる²⁾。企業倫理研究所が2008年3月に公表した企業における倫理綱領の利用状況調査から、近年の英国企業の取り組みについて確認する³⁾。倫理綱領については、2007年に新たに定めた企業は3%に過ぎず、それ以外は制定して2年以上経過していると回答している。倫理綱領を担当する部署については、会社秘書役あるいは法務部門との回答が45%と最も多く、次いで、取締役会・取締役会付委員会・CEOが27%となっている。倫理綱領に関する相談については、1995年には66%にすぎなかったものが、2007年には95%となり、倫理綱領に関する教育訓練については、1998年には46%にすぎなかったものが、2007年には、71%になっている。また、倫理綱領に関する監査については、2004年には59%にすぎなかったものが、2007年には82%に増大している。英国企業においては、後で見るような様々な企業倫理の促進要因もあり、倫理綱領の利用状況から見ると、企業倫理の実践が進展していることは明らかである。

次に、個別企業の実践について確認する。キャドバリー・シュウエプスは、敬虔なクエーカー教徒の創業者により創設され、今日においても社会的責任のある企業を目指して事業活動を行っている。1980年代から1990年代にかけてキャドバリー・シュウエプスを会長として指揮した、創業者一族のキャドバリー(Cadbury, A.)は、「倫理的経営者は、自分自身の規則を作る」として、

2) Crane, A., Matten, D., *Business Ethics 2nd ed.*, Oxford University Press, 2007, p. 171.

3) 企業倫理研究所の調査は、FTSE350に含まれる上場会社200社に対して行われ、73社から有効な回答を得たものである。同様の調査は、1998年以降、3年ごとに行われている。

Webley, S., *Use of Code of Ethics in Business*, Institute of Business Ethics, 2008.

企業が経済的側面ばかりでなく社会的制度であることを指摘している⁴⁾。キャドバリー・シュウェブスのホームページには、同社が業績、品質、尊敬、誠実、責任を重視し、顧客、納入業者、株主、同僚、地域社会の声を聞き、会社の成功はそれらの欲求に応答することであると記されている⁵⁾。創業者の「善いことをすることは事業活動にとっても良い」ということが今日においても重視されている。同社は、現在、CSR プログラムとして、企業統治、雇用慣行、倫理的取引、環境・健康・安全などを掲げているが、創業以来、経営者と従業員との対話が重視されているのである。倫理的取引においては、同社の主力製品の原料であるカカオに関して社会的剰余金 (social premium) を生産者に支払う形で取引を行っている。また、CSR 報告書は、2年ごとに発行され、倫理的取引の基準や評価方法についても公表されている⁶⁾。

大手石油会社のBPは、取締役会に安全・倫理・環境保全委員会 (Safety, Ethics and Environment Assurance Committee) を設置し、世界の指導的なエネルギー会社として、倫理的企業であるために、法令を遵守し、高い基準を設定する責任を有するとしている⁷⁾。BPは、誠実性を持って事業を行うことを目的とし、異なる文化、尊厳、個人の諸権利を尊重するとし、倫理綱領により求めていることは、会社で倫理的な文脈における正しい方法が定かでないとき、開かれた環境においてそのことを争点とすることができるとしている。BPは、自社の行動が外部に及ぶときには、政府、地域社会、NGOなどと連携を図っている。BPは、海外での法令や自社の倫理綱領を遵守させることを目的として、2004年にグループ全体の倫理綱領として、グループ遵守・倫理機能 (The Group Compliance and Ethics Function) を策定している。その結果、組織全体に倫理綱領が浸透し、「開かれた対話」(Open Talk) と呼ばれる、グループの従業員が各種懸念を表明できる仕組みが導入され、地域別にその利用状況についても公表されている。それによれば、すべての事業所において、2004年には343件であった利用件数が⁸⁾、2007年には975件となり、また、倫理綱領違反で解雇された人数も、2004年の252件から2007年には1472件となり、その理由として、健康・安全に関する綱領違反や会社資産の不適切な利用が挙げられている。また、納入業者に対しても法令の遵守を求めている。

シェル石油は、1976年に全般的事業原則 (General Business Principle) を制定していたが、1995年にプレント・スパーの海洋投棄計画をめぐって、これに反対する環境保護団体であるグ

4) Cadbury, A., "Ethical Managers Make Their Own Rules", in *Harvard Business Review: Ethics at Work*, 1991, pp. 3-7.

なお、キャドバリーは、1991年に企業統治の財務的側面に関する委員会の委員長に就任して、行動規範の順守を求める形で、英国の企業統治改革を先導している。

5) 以下のホームページを参照のこと。

<http://www.cadbury.com/ourcompany/ourculture/Pages/ourculture.aspx>
(2008年12月20日アクセス)

6) キャドバリー・シュウェブスのCSR報告書は以下に掲載されている。

<http://www.cadbury.com/SiteCollectionDocuments/2006CorporateSocialResponsibilityReport.pdf>
(2008年12月20日アクセス)

7) BPの企業倫理については、同社の持続可能性報告書(2007年版)を参照した。

リーンピースと深刻な対立を経験した後、1997年、それを改訂している⁸⁾。さらに、シェル石油は、1998年に、同社で最初のサステナビリティ報告書を公表する。2005年に改訂された全般的事業原則には、同社の従業員が実直さ、誠実性、他者への尊敬などの価値理念を共有していることが述べられ、持続可能な発展を求めることが述べられている。また、株主、顧客、従業員、取引先に対する責任が示され、経済性、競争、事業の誠実性、政治活動、健康・安全・環境保全、地域社会、意思疎通・連動・遵守が示されている。さらに、現在では、全般的事業原則の内容をより分かりやすく示した形で行動規範も公表され、すべきこととすべきではないことが具体的に明示されている。2005年の報告書は、AA1000に基づき、外部の専門家からなる評価委員会の評価を受けている。取締役会には、社会責任委員会が設置され、同社のホームページには、管理者向けに人権、児童労働、賄賂などに関する教育用のファイルも公表されている。こうした取り組みが示される一方で、2005年には、ナイジェリアでの同社の活動が人権侵害として抗議され、一部の消費者から不買運動を起こされている⁹⁾。

社会的企業として評価されるザ・ボディショップは、「動物実験反対」「公正な取引」「自然環境の保護」「人権擁護」などを守るべき価値理念として掲げ、1976年に設立された。同社は、1986年にロンドン証券取引所へ上場する一方で、グリーンピースと連携して「反捕鯨キャンペーン」も行っている。2006年には、フランスの大手化粧品会社であるロレアルにより買収され、2007年、創業者であるアニータ・ロディック (Roddick, A.) が死去している。2007年の同社の価値理念報告書によると、同社は2006年に企業行動規範を見直しているが、創業時の価値理念は継承され、各価値理念に関係した職責を担う取締役も任命されている¹⁰⁾。2006年に改訂された企業行動規範には、従業員に対して法令の遵守や利益相反の回避を求めるとともに、行動規範に違反した場合には処罰されることも明記されている。社会貢献活動についても、価値理念に基づいて行われることが明記されている。

個別企業においては、企業倫理やCSRに関して積極的な取り組みが行われている。一部の企業においては、その創業の時から企業の社会性を意識した行動が行われている。しかしながら、このことは英国の企業がすべて倫理的であることを意味しているわけではない。今日においても、大手流通業者間でのカルテル的な行為や食品への異物混入などが問題となることもある。

8) シェル石油の企業倫理については、以下を参照のこと。http://www.shell.com/home/content/responsible_energy/sustainability_reports/dir_shell_sustainability_reports.html
(2008年12月20日アクセス)

9) シェル石油のナイジェリアにおける活動については、以下を参照のこと。Vogel, D., *op.cit.*, pp.140-144.
(前掲書, 261-268頁)

10) ザ・ボディショップの価値理念報告書は、以下に掲載されている。
http://www.thebodyshop.com/_en/_ww/services/pdfs/AboutUs/The_Body_Shop_Values_Report_2007.pdf?
(2008年12月20日アクセス)

3. 研究動向

20世紀初頭、経営者のシェルドンが、『経営の哲学』において経営者の社会的責任について言及しているが、21世紀に入ってからも、キャドバリー・シュウェプス社の会長であったキャドバリーが『企業統治と会長職』(*Corporate Governance and Chairmanship*)の中で、株主の利益を最大化することが経営者の社会的責任であるとする、フリードマン (Friedman M.) のCSRは現実的なものではないなどとしてCSRの問題に言及している¹¹⁾。実務経験もあるチャーカム (Charkham, J.) も、企業統治との関連で利害関係者やCSRの事柄を取り上げ、英国企業は株主を重視する一方で、他の利害関係者も重視しているとしている¹²⁾。取締役会におけるCSRとして、NED (Non Executive Director) という非業務執行担当取締役の貢献を説くものもある¹³⁾。英国においては、経営者の経験や視点から、企業統治問題との関連の中で、CSRについての言及が行われているのである。また、ムーン (Moon, J.) によれば、1970年代において、CSRをめぐる論争が英国で起こっていたが、失業問題の深刻化、都市の荒廃などで、CSRとして企業の地域社会への参加が企業の成功の社会的な必要条件となったという¹⁴⁾。

企業倫理については、1986年に、企業倫理に関する研究と啓発活動を目的として、企業倫理研究所が設立されている。具体的には、1987年に設立された欧州企業倫理ネットワークなどと連携して、欧州の企業倫理担当者を集めて情報交換を促したり、前述したような企業倫理に関する調査を行ったりしている。同研究所が主催する企業倫理セミナーの一つでは、「企業倫理とは何か」「なぜ企業倫理が重要になっているのか」「倫理的ジレンマに直面する」「企業の倫理的課題事項」「倫理の実効性」等のテーマが取り上げられていた¹⁵⁾。ここでは、企業倫理を企業行動に倫理価値観を適用することとする一方で、企業責任を関与と行動を通じて企業倫理方針を示すことと定義されていた。

1990年代に入ると、企業倫理に関する論文や著作が散見されるようになる。たとえば、シェフィールド・ビジネス・スクールの組織行動研究していたスミス (Smith, K.) とジョンソン (Johnson, P.) は、1994年に『企業倫理と企業行動』(*Business Ethics and Business Behavior*) を出版し、英国においては、古典派経済学的な経営者の責任に疑問が提起される一方で、保守党政権下で市場経済の役割が重視されながら、失業率が改善されない中で、犯罪銀行と呼ばれたBCCI事件や従業員年金の不正流用が問題とされたマックスウェル事件が起きたことにより、企

11) Cadbury, A., *Corporate Governance and Chairmanship*, Oxford University Press, 2002, p. 156.

12) Charkham, J., *Keeping Better Company*, Oxford University Press, 2005, p. 349.

13) Kakabadse, A. P., Kakabadse, N. K. and Barratt, R., "CSR in the Boardroom", in Kakabadse, A. P. and Morsing, M., ed., *Corporate Social Responsibility*, Palgrave, 2006, pp. 284-299.

14) Moon, J., "An Explicit Model of Business-Society Relations", in Habisch, A., Jonker, J., Wenger, M. and Schmidpeter, R., ed., *Corporate Social Responsibility Across Europe*, Springer, 2005, pp. 51-53.

15) 企業倫理研究所のセミナーは、2007年9月27日に同所において行われた。企業倫理入門と題して、午前と午後に分かれて行われたものである。

業倫理への関心が高まっていることを指摘している¹⁶⁾。彼らは、米国の研究者であるグッドパスター (Goodpaster, K. E.) やベラスクィーズ (Velasquez, M. G.) 等の企業倫理研究に依拠しながら、企業倫理を応用的で、実践的な調査領域として捉え、企業活動の社会的文脈から切り離された倫理的思考の研究ではないとしている¹⁷⁾。また、その検証は、複雑で、混乱し、不確実な企業環境においてなされなければならない、それゆえ、普遍的に同意される一組の規範は存在せず、企業経営者は意思決定において二律背反の状況に置かれることになる。こうした前提の上で、彼らは組織的、経営的な文脈における企業倫理について考察している。

コンサルタントでリード大学の研究員でもあるスターンバーグ (Sternberg, E.) は、1994年に『正しい企業－行動における企業倫理』 (*Just Business: Business ethics in Action*) の初版を出版し、2000年に第2版を出版している。彼女は、企業倫理を企業にとって不可欠なものとするが、それは企業にとって倫理的選択が不可避なものであるからである¹⁸⁾。アリストテレス (Aristotle) の目的論的な接近方法から企業倫理を取り上げ、企業倫理は個人の常識のようなものではなく、分析が必要なものであるとし、そのための企業倫理の原理が指摘されている¹⁹⁾。その原理としては、分配の公正の他、誠実、正直などの普通の良識 (ordinary decency) が挙げられ、「善い倫理がよい企業である」としている²⁰⁾。それは、倫理的な行動が企業の成功にとって十分条件ではなく、企業の成功は倫理的な成功を保障するものでもないが、分配の正義と普通の良識が典型的には、長期的な企業の所有者の価値を増大させるというものである。こうした視点は、企業統治の手段としての企業倫理という考えにつながっている。これは、1990年代初頭の英国において、企業統治改革への関心が高まり、改革が行われたことと関係している。

ロンドン・ビジネス・スクールのジョーンズ (Jones, I.) とケンブリッジ大学のポリット (Pollitt, M.) は、1998年に『経済業績における企業倫理の役割』 (*The Role of Business Ethics in Economic Performance*) という編著を出版し、その中で、企業倫理をそれにより企業の意思決定がなされる行動規則に関係するものとしている²¹⁾。彼らの編著の中には、自主行動規範の役割を重視したキャドバリーの論文や倫理的投資の分析から、企業倫理が株価に影響を与えているとする論文も掲載されている。それらの論文の結論から、彼らは、善い企業倫理が経済業績にとって重要な要因であるとし、啓発的な自己利益が企業倫理の改善に多くの良い論点を提供しているとしている²²⁾。さらに、企業倫理と経済的な業績の連関については、さらなる科学的検証が必要であり、企業倫理は個人の道徳性と不可分であり、個人がより企業倫理の価値を認識する必要があると結論付けている²³⁾。企業倫理と経済的な業績との相関関係を検証しようとしながら、

16) Smith, K., Johnson, P., *Business Ethics and Business Behavior*, Thomson Business Press, 1994, pp. viii- x.

17) *Ibid.*, p. 1.

18) Sternberg, E., *Just Business: Business ethics in Action 2nd ed.*, Oxford University Press, 2000, p. 15.

19) *Ibid.*, p. 23.

20) *Ibid.*, pp. 80-87.

21) Jones, I., Pollitt, M., *The Role of Business Ethics in Economic Performance*, Macmillan Press, 1998, p. 21.

22) *Ibid.*, p. 212.

23) *Ibid.*, p. 218.

その結論は、慎重なものである。

前述のムーンによれば、1990年代には、CSR を履行した上での製品の生産、社会的責任のある形での雇用関係などに拡大したとする。近年、社会的規制における政府の役割が縮小するという傾向が広がるにつれ、CSR におけるグローバルな事業活動での役割が増大し、英国のCSR が広く応用されるようになってきているという²⁴⁾。こうした中で、マッテン (Matten, D.) は、企業がCSR に従事する理由として、経済的推進力、管理的推進力、倫理的推進力、政治的推進力を挙げている²⁵⁾。経済的推進力は、CSR が株主価値を創造し、競争上の優位を得られることを意味し、管理的推進力は、利害関係者との良好な関係により企業の社会的業績が向上することを意味している。倫理的推進力は、「正しいことをする」ということから生じ、政治的推進力は、「よき企業市民になる」ということから生じることになる。

企業倫理の領域においては、2000年以降になると、英国の研究者により企業倫理の教科書も出版されるようになる。たとえば、ノッティンガム・ビジネス・スクールのフィッシャー (Fisher, C.) とラヴェル (Lovell, A.) は、2003年に『企業倫理と価値理念』(*Business Ethics and Values*) の初版を発行し、2006年にはその第2版を出版している。初版においては、古典的自由主義、共同体主義、多元主義、批判主義という4つの異なる接近方法から倫理的な価値に関して接近するのみであったが、第2版においては、倫理的な問題は、利害関係者論に依拠して理解しようとしている²⁶⁾。さらに、企業倫理の研究は、物語から始まるとして、初版に比べて多くの事例を掲載するようになってきている。企業統治については、初版では言及されていなかったものの、第2版では、企業責任、企業市民と並んで一つの章を構成するようになり、1992年以降の英国の企業統治改革が整理されている。企業倫理研究所が2003年に行った「企業倫理は利益になるか」という調査についても取り上げられ、統計的な連関は、倫理の実践が財務上の改善につながっていることを意味していないとしている²⁷⁾。第2版では、国際的な問題についても取り上げられるようになってきている。しかしながら、企業倫理の重要性については指摘されるものの、その意味する内容は端的には示されていない。

ノッティンガム大学ビジネス・スクールのクレーン (Crane, A.) とマッテンは、2004年に『企業倫理』(*Business Ethics*) の初版を発行し、2007年にはその第2版を出版している。そこでは、「企業と倫理は矛盾した表現である」というような一般的によく言われる言葉が紹介された後、企業倫理は「正誤の問題が扱われる企業の状況、活動、意思決定に関する研究である」とし、倫理は法律では扱うことができない灰色の領域を扱うものであるとしている²⁸⁾。さらに、彼らは、道徳性と倫理について、前者が個人や地域社会にとっての正誤を明確にする社会的過程に組

24) Moon, J., *op.cit.*, pp. 54-56.

25) Matten, D., "Why Do Companies Engage in CSR?", Henningfeld, J., Pohl, M. and Tolhurst, N., ed., *The ICCA Handbook on Corporate Social Responsibility*, Wiley, 2006, pp. 3-46.

26) Fisher, C., Lovell, A., *Business Ethics and Values 2nd ed.*, Prentice Hall, 2006, p. 34.

27) *Ibid.*, p. 14.

28) Crane, A., Matten, D., *Business Ethics 1st ed.*, Oxford University Press, 2004, pp. 8-9.

み込まれた規範、価値理念、信念に関連するのに対し、後者が道徳性の研究であるとしている²⁹⁾。企業倫理が重視とされるのは、社会における企業の影響力、企業不祥事、利害関係者からの要請、倫理的意識決定の改善の支援になることなどからである³⁰⁾。米国の企業と社会の理論の教科書と同じように第2部では、利害関係者ごとに章が構成され、「株主と企業倫理」の章の中で、企業統治の問題が取り上げられている。第2版は、初版と比べて事例が多く挿入され、そうした点からも米国の教科書に近いものになっている。

英国においても、事例研究や実証研究も行われている。たとえば、ロバートソン (Robertson, D.) とニコルソン (Nicholson, N.) は、英国企業による CSR に関する報告書を利害関係者の観点から考察し、産業間により相違があることを指摘している³¹⁾。ウィーラー (Wheeler, D.) 等は、利害関係者の価値を創出する企業として、ザ・ボディショップ (*The Body Shop*) について検証し、『利害関係者の会社』 (*Stakeholder Corporation*) を出版している³²⁾。近年においても、ブランマー (Brammer, S.) 等が英国の大企業における戦略的社会貢献について考察し、企業内部で寄付行為がだれによって決定されるかを検証している³³⁾。

一方、『企業倫理—欧州の考察』 (*Business Ethics: European Review*) 誌からもわかるように、英国の企業倫理研究者の中には、企業の実践に即した議論よりも抽象度の高い哲学的議論を行うものもある。2007年に発行された同誌第16巻第3号には、哲学者レビナス (Levinas, E.) の倫理学を企業に応用する見方が紹介され、利潤を追求する企業のような組織において、経営倫理を求める可能性は存在しないとの見方も示されている³⁴⁾。抽象的議論を好む傾向は、他の企業倫理関係の専門誌に掲載される英国人研究者にも見られる³⁵⁾。また、他者への義務を強調する伝統的な原則と企業家的な自己利益と関連する原則によって人々が統治される「二重の道徳社会」を提唱するヘンドリ (Hendry, J.) のような議論もある³⁶⁾。

ロンドン・ビジネス・スクールなどは、EABIS (The European Academy of Business in Society), 「社会の中の企業に関する欧州アカデミー」という産学で構成される組織に参加し、

29) Crane, A., Matten, D., *op.cit.*, p. 11.

30) *Ibid.*, pp. 12-13.

31) Robertson, D., Nicholson, N., "Expressions of Corporate Social Responsibility in U.K. Firms", *Journal of Business Ethics*, No. 15, 1996.

32) Wheeler, D. and Sillanpaa, M., *The Stakeholder Corporation*, Prentice Hall, 1997.

33) Brammer, S., Millington, A., Pavelin, S., "Is Philanthropy Strategic?", *Business Ethics: European Review*, Vol. 15, No. 3, 2006.

34) フランスでも企業倫理を教授しているロンドン大学のバベン (Bevan, D.) に2007年12月にロンドンにおいてインタビューをしたところ、英国の学生はより実践的で具体的なテーマを好むのに対し、フランスの学生は抽象的な議論を好むとのことである。2007年7月にノッティンガム・ビジネス・スクールにてフィッシャーにインタビューを行った際、現役経営者に対する企業倫理研修に対して、その効果の点から消極的な意見も聞かれた。

35) 例えば、以下のような論文がある。

John Roberts, "Corporate Governance and the Ethics of Narcissus", *Business Ethics Quarterly*, Vol. 11, Number 1, 2001.

36) Hendry, J., *Between Enterprise and Ethics*, Oxford University Press, 2004, p. 252.

CSR 等に関する研究を行っている。英国の研究は、使用言語の共通性から、前述のように米国の影響を受けているものが少なくない。研究者間の移動もある。たとえば、最近においても、マッテンは、ノッティンガム大学やロンドン大学で研究・教育に従事したのち、カナダに移っている。こうした英米間の研究者の交流は、学会などを通じて、活発に行われている。そのため、企業倫理研究の中に企業統治問題が扱われることや抽象的な議論も活発に行われていることなどの英国の特徴が確認できるものの、米国の研究との違いはそれほど大きなものではない。

4. 促進要因

英国における企業倫理を促進する要因として、大学やビジネス・スクールでの教育、NPO 等の活動、政府の取り組みを取り上げる。まず、英国の大学における企業倫理教育についてである。セントメリーズ大学経営学部では、同大学がキリスト教系の大学であることもあり、企業倫理のみならず、会計学、ファイナンスなどの授業においても、企業倫理に関係する事柄が授業の中で教えられている³⁷⁾。企業倫理の授業は、英国の大学の最終学年である3年次生を対象に行われ、「経営における倫理」「労働者の権利」「広告」「情報技術と倫理」「社会的責任と倫理投資」「企業と自然環境」等をテーマにして半期の間、行われていた。パワーポイントを用い事例を紹介しながら、講義は進められ、毎回、授業内容に関するウェブサイトやショートケースなどの資料が配布される。「経営における倫理」の授業では、倫理を人の行動を規制する道徳原則で、社会のほとんどの人に一般的に受け入れられているものと定義し、「いつも法律の範囲内で行動せよ」や「よい倫理はよいビジネスを意味する」などといった企業倫理に対してよく行われる批判についても検討していた。ロンドン大学のバベン、ノッティンガム大学のフィッシャーによれば、英国のビジネス・スクールの授業においては、10名程度の受講生に対して、ケース討論を中心に授業が行われているとのことである。

次に、それ以外の組織の活動についてであるが、企業に企業倫理や CSR を促し、それを支援する組織が多数存在している。たとえば、英国産業連盟 (Confederation of British Industry) は、1975年に『英国公開社の責任』(*Responsibility of the British Public Company*) を公表して、取締役の政治的課題事項への対応についてその責任として言及していたが、1980年代の失業率の悪化を背景にして、『失業への対応』(*Company Responses Unemployment*) という報告書を公表し、企業に雇用問題への対応を求めた。英国産業連盟は、現在、CSR が自発的なもので市場により推進されるべきであるとの考えを示している³⁸⁾。1991年には、英国社会責任投資フォーラム (U. K. Social Investment Forum) が設立され、社会的責任投資に関する調査等を行っている。

37) 筆者は、2006年4月より2008年3月までセントメリーズ大学の客員教授として研究活動に従事した。ここに示す事柄は、そこでのインタビューや実地調査の結果である。

38) 以下を参照のこと。

<http://www.cbi.org.uk/ndbs/content.nsf/802737AED3E3420580256706005390AE/9D502144AC9F644380256F58005BD16C> (2008年5月14日アクセス)

それによると、英国における社会的責任投資は、1997年には227億ポンドに過ぎなかったが、2001年には、2245億ポンドになり、2005年には5600億ポンドになっている。SRIへの取り組み自体は、フィナンシャルタイムズとロンドン証券取引所（Financial Times & LSE）が、1991年にFTSE4GoodをSRI指数として設定し、以下の3つの領域が含まれていることが指数に組み込まれる条件であるとしている。すなわち、「自然環境の持続可能性に向けて取り組んでいること」（Working towards environmental sustainability）、「利害関係者と積極的関係を発展させていること」（Developing positive relationships with stakeholders）、「普遍的な人権を擁護し支持すること」（Upholding and supporting universal human rights）である³⁹⁾。こうした指数が、英国企業に企業倫理やCSRへの取り組みを促している。

1995年には、「明日の会社」（Tomorrow's Company）研究委員会を基礎として、「明日の会社」センターが設立される。同委員会は、企業の持続可能性を高めるためには、利害関係者間の合意に基づくより広い評価基準が必要になることを指摘したが⁴⁰⁾、企業は社会的価値を無視することはできないとする立場から、企業倫理やCSRとも関連する調査や提言を行っている。さらには、「地域社会における企業」（Business in the Community）のような組織のように、地域社会にある事業を振興するために作られた団体があり、環境に関する指標（index）や企業責任に関する指標を公表するとともに、同組織は、CSRに関する研修等を行っているCSRアカデミーを支援している。経営者協会（Institute of Directors）は、専門職としての取締役を「勅許取締役」とし、専門職倫理の観点から倫理綱領を制定するとともに、2002年は、CSRに関する調査結果を公表している。

産業レベルでは、金融業界において、ABI（Association of British Insurers; 英国保険業協会）は、2001年に企業の社会的責任に関連する投資ガイドラインを公表し、「社会、環境、倫理に関する事柄からの企業の長期的価値」（long-term value of the business from social, environmental and ethical matters）に対するリスクを特定する必要性を説き、個々の会社の取締役会は、年次報告書に自社の「社会、環境、倫理に関する事柄」の影響について記載することを求めている。また、CSRを促すことを目的として、2002年に英国保険協会と英国銀行協会（British Bankers' Association）がCSRに関する基準を公表している⁴¹⁾。

英国内の都市には、オックスファムのようなチャリティーショップが数多く見られる。チャリティーショップは、家具、衣類、書籍等々を寄付してもらい、それを店で販売し、その収益を慈善活動に充てるものである。チャリティーショップの中には、慈善活動の対象をがん患者に限定したものなどもある。各種の募金活動も、個人の家を戸別に訪問する形で積極的に行われている。

39) FTSE4Goodについては、以下を参照のこと。

http://www.ftse.com/japanese/About_Us/FTSE_Corporate_Responsibility/FTSE4Good.jsp
(2006年9月20日アクセス)

40) 吉森賢著『日米欧の企業経営』放送大学教育振興会、2001年、51頁。

41) 詳しくは、以下を参照のこと。

<http://www.bba.org.uk/bba/jsp/polopoly.jsp?d=154&a=1407> (2008年8月14日アクセス)

また、動物愛護や環境保護を訴える NPO の活動も人の多く集まるところで頻繁に行われている。基本的には、個人によりこうした活動が支援されることになるが、こうした慈善活動に積極的な個人の考え方は社会のあり方に影響を与え、ザ・ボディショップを見ればわかるように、企業の活動にも影響を与えている。

英国では、1975年に会計基準運営委員会 (Accounting Standards Steering Committee) より『コーポレート・リポート』(Corporate Report) が公表され、財務以外の企業情報を開示すべきとの議論が行われ、環境会計 (Environmental Accounting) に関する研究もなされている。その後、1997年には、サステナビリティ社 (Sustainability) により、経済、社会、環境に関する業績開示のために、トリプルボトムラインが公表されている。また、非営利団体アカウンタビリティ (AccountAbility) により1999年に公表された AA1000も CSR 報告書等の作成に利用されている。こうした各種規格も企業により利用され、それに基づいて自社の企業倫理や CSR への取り組みを示すことで、外部からの容易に評価されうるからである。

また、アムネスティインターナショナル (Amnesty International) やグリーンピースのような国際的な NGO もあり、それぞれの組織の関心の観点から、企業に CSR を促している。直接的行動をとることで知られる、世界最大規模といわれる環境保護団体、グリーンピースは、産業部門と政府に現在の緊急の課題である、自然保護についてより被害を与えない、効率的な方法で解決することを求めている。1990年代には、シェル石油のプレスト・スパーの北海への海洋投棄をめぐって、グリーンピースは、プレスト・スパーを占拠するという、過激な行動をとったのであるが、近年では、自然環境の保護について企業と協力するようになっている⁴²⁾。

1996年、当時の労働党党首であったブレア (Blair, T.) は「利害関係者経済」という言葉を用いて演説していたが、ブレアを首相とする労働党政権成立以降、CSR や利害関係者に関する政策が実施されている。それは「第3の道」を求める政策に基づいている。「第3の道」は、保守党の新自由主義的な政策の弊害を是正し、従来の社会主義的な政策の問題をも解消するものである。すなわち、市場の効率性を重視しつつも、政府の介入により公正を確保しようとするものである。英国政府は、大企業の不祥事を受けて、1998年には、NPO の PCAW (Public Concern At Work; 職場における公益) と協力して公益開示法を制定している。1999年に、貿易産業省は、英国規格協会 (BSI)、アカウンタビリティ、英国公認会計士勅許協会 (ACCA) などと、経済・環境・社会を統合した CSR システムの普及を目指して1999年「シグマ・プロジェクト」(Sustainability - Integrated Guidelines for Management) をスタートさせ、2003年9月「シグマ・ガイドライン」を公表している。そこには、ブーツ (Boots) やノーザンブライアン・ウォーター (Northumbrian Water) などが参加し、事例を提供している⁴³⁾。

42) 「グリーンピース、大人に変身」『ニューズウィーク [日本語版]』2002年3月13日号、56-57頁。しかしながら、このことは、組織全体として実力行使をしないということではないようである。

43) 詳しくは、以下を参照のこと。http://www.projectsigma.co.uk/default.asp (2008年8月14日アクセス)

2001年には貿易産業省閣外大臣としてCSR担当大臣が任命され、年金法の改正では、年金基金の運用受託者に投資先のCSRについて考慮することが求められている。また、英国政府は、CSRを「競争上の関心とより広い社会の関心に取り組むために、法令遵守という最低限の要件を超えて、企業によって行われる自発的活動」と定義し、CSR関連のウェブサイトを立ち上げている⁴⁴⁾。2002年には、議員立法として、企業責任法案(Corporate Responsibility Bill)が提出され、否決されたものの、企業に社会的責任報告を義務付ける試みは、その後の会社法の改正で実現することになった。同年、当時の貿易産業省は、『CSR白書』を公表し、評判、競争力、危機管理(risk management)の観点からCSRを重視すべき姿勢を示している。同じ時期、EUは、CSRに関する緑書や白書を公表し、EU多層の利害関係者フォーラムを設置し、CSRを企業の活動の中で本流化する取り組みを始めている。

英国では、2006年の改正会社法においても、「利害関係者」や「CSR」という表現は用いられなかったものの、会社の取締役には、意思決定により予想される長期的結果、従業員の利益、取引先、顧客その他のものと会社の事業関係を発展させる必要性、事業活動の社会及び環境への影響、高い水準の事業活動の評判を維持することを求め、環境問題や地域社会問題等に関する情報の開示が求められている。会社法の改正では、会社と利害関係者との良好な関係が価値を創造すること、長期的な成功には倫理的、社会的、環境的取り組みを考慮する必要があるとする立場が採用されたのである。金融サービス庁が公表している企業統治に関する統合規範には、報酬委員会、指名委員会、監査委員会、内部統制などについて詳細な規定があるが、企業倫理、CSRについては具体的な規定はない。しかし、2000年の年金法の改正では、年金基金が投資先を選定する際にどのように社会的責任、企業倫理を評価しているか、公表することが求められた。その結果、倫理綱領を制定する企業が増加し、内部通報窓口としての非業務執取締役からなる統治委員会のような組織も設置されるようになっていく。

これまで見てきたように、大学やビジネス・スクールでの教育、業界団体、NPO、政府等の取り組みが英国企業に企業倫理やCSRへの取り組みを促している。

5. おわりに

英国では、一部の企業により企業倫理やCSRに関する取り組みが積極的に行われ、また、教育や政府もそうした取り組みを促している。研究についても同様である。実践も研究も米国の影響を強く受けながらも、英国の企業社会を反映している。たとえば、英国の社会では、旧植民地からの移民やEU加盟国からの労働者の流入が増加する中で、人権の問題は個人にとっても社会にとっても重要で、人権の尊重が強く求められている。大学も企業も、性別、人種、宗教などの点から多様性があることを前提とし、人権を尊重しなければ存続できない。顧客や従業員等に対する差別的な扱いは、メディアで大きく取り上げられることになる。そのため、企業は、職場に

44) 詳しくは、以下を参照のこと。<http://www.csr.gov.uk/whatiscsr.shtml>
(2008年6月14日アクセス)

においては多様性の尊重が求められ、明確な職務記述書の下で、働き方の多様性も認められている。

しかしながら、こうした英国社会の多様性は、企業や環境問題への取り組みにも影響を与えている。ナショナルトラストによる自然保護活動や、地球の友やグリーンピースなどの環境 NGO の活動が目立つ一方で、英国は欧州の中で最もゴミの埋め立てを行っていることで知られている。地域により、そこに住んでいる人の環境に対する意識が大きく異なり、ゴミ一つ落ちていない地域がある一方で、至るところにゴミが散乱しているところもある。2006年以降、英国の地方自治体はリサイクルを進めるためにゴミの分別を強化し、大手流業者は、エコバックの利用促進やプラスチック袋の有料化等によりプラスチック袋の削減を進めている。こうした状況は、必ずしも環境先進国とは言えない状況を示すものである。企業の活動にも多様性が反映している。リサイクルやフェアトレードに積極的な大規模流通業者がある一方で、詐欺紛いの表示を行っている小売業者や顧客を陥れるような駆け引きを厭わない不動産業者もいる。

企業倫理や CSR は、企業による自主的な取り組みである以上、それに積極的な企業とそうでない企業とが社会に存在することになる。大企業で社会への影響が大きければ、NGO や政府がそうした企業に企業倫理や CSR を促すことになるが、そうでなければ、そうした存在はあまり考慮されないからである。